議案第76号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 及び羽曳野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条 例の制定について

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び羽曳野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 27 年 11 月 30 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提案理由

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 63 号)の施行に伴い、共済年金が厚生年金に統合されたことにより、所要の改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 及び羽曳野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条 例

 平成
 年
 月
 日

 羽曳野市条例第
 号

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第1条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年羽曳 野市条例第430号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表を次のように改める。

傷病補	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規定による障害	0.73
償年金	厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生	
	年金保険法等の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 63	
	号。以下この表において「平成 24 年一元化法」という。)	
	附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成	
	24年一元化法附則第 65条第1項の規定による障害共済年金	
	(以下この表及び次項の表において「障害厚生年金等」とい	
	う。)及び国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)による障害	
	基礎年金(同法第 30 条の 4 の規定による障害基礎年金を除	
	く。以下この表及び次項の表において「障害基礎年金」と	
	いう。)	
	障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障	0.86
	害基礎年金が支給される場合を除く。)	
	障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障害	0.88
	厚生年金等又は平成 24 年一元化法附則第 37 条第 1 項に規	
	定する給付のうち障害共済年金(以下この表及び次項の表	
	において「平成 24 年一元化法改正前国共済法による障害共	
	済年金」という。)若しくは平成24年一元化法附則第61条	
	第1項に規定する給付のうち障害共済年金(以下この表及び	

	1
次項の表において「平成 24 年一元化法改正前地共済法によ	
る障害共済年金」という。)が支給される場合を除く。)	
国民年金法等の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 34	0.75
号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第 87 条第 1	
項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下この	
表及び次項の表において「旧船員保険法による障害年金」	
という。)	
国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保	0.75
険給付のうち障害年金(以下この表及び次項の表において	
「旧厚生年金保険法による障害年金」という。)	
国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給	0.89
付のうち障害年金(以下この表及び次項の表において「旧国	
民年金法による障害年金」という。)	
障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障	0.83
害基礎年金が支給される場合を除く。)	
障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障害	0.88
厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障	
害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法によ	
る障害共済年金が支給される場合を除く。)	
旧船員保険法による障害年金	0.74
旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
旧国民年金法による障害年金	0.89
厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法	0.80
附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成	
24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金	
(以下この表において「遺族厚生年金等」という。)及び国	
民年金法による遺族基礎年金(国民年金等改正法附則第 28	
条第 1 項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表に	
おいて「遺族基礎年金」という。)	
	る障害共済年金」という。)が支給される場合を除く。) 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 34 号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第 87 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下この表及び次項の表において「旧船員保険法による障害年金」という。) 国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下この表及び次項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。) 国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定する年金たる給付のうち障害年金(以下この表及び次項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。) 障害厚生年金等及び障害基礎年金 障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。) 障害基礎年金が支給される場合を除く。) 旧船員保険法による障害年金 旧国民年金法による障害年金 旧国民年金法による障害年金 に別算 41 条第 1 項の規定による遺族共済年金者しくは平成 24 年一元化法改正前地共済法による障害年金による障害年金

遺族厚生年金等(当該補償の事由となつた死亡について遺	0.84
族基礎年金が支給される場合を除く。)	
遺族基礎年金(当該補償の事由となつた死亡について遺族	0.88
厚生年金等又は平成 24 年一元化法附則第 37 条第 1 項に規	
定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法	
附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支	
給される場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金	
国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保	0.80
険給付のうち遺族年金	
国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定する年金たる保	0.80
険給付のうち遺族年金	
国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給	0.90
付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	

附則第5条第2項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年	0.86
金が支給される場合を除く。)	
障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金	0.88
等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しく	
は平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給され	
る場合を除く。)	
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

(羽曳野市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第2条 羽曳野市消防団員等公務災害補償条例(昭和43年羽曳野市条例第439号)の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 1 項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「掲げる年金たる給付」を「掲げる当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

傷病補償年金(第	厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)に	0.73
18 条の 2 に規定す	よる障害厚生年金又は被用者年金制度の一	
る公務上の災害に	元化等を図るための厚生年金保険法等の一	
係るものを除く。)	部を改正する法律(平成 24 年法律第 63 号。	
	以下この表及び次項の表において「平成 24	
	年一元化法」という。)附則第 41 条第1項の	
	規定による障害共済年金若しくは平成 24 年	
	一元化法附則第 65 条第1項の規定による障	
	害共済年金(以下この表、次項の表及び第 5	
	項の表において「障害厚生年金等」という。)	
	及び国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)に	
	よる障害基礎年金(同法第30条の4の規定に	
	よる障害基礎年金を除く。以下この表、次項	
	の表及び第 5 項の表において「障害基礎年	
	金」という。)	
傷病補償年金(第	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82(第1級又
18条の2に規定す		は第 2 級の傷
る公務上の災害に		病等級に該当
係るものに限る。)		する障害に係
		る傷病補償年
		金にあつては、
		0.81)
障害補償年金(第	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
18条の2に規定す		
る公務上の災害に		
係るものを除く。)		
障害補償年金(第	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82(第1級又
18条の2に規定す		は第 2 級の障
る公務上の災害に		害等級に該当
係るものに限る。)		する障害に係

		る障害補償年
		金にあつては、
		0.81)
遺族補償年金(第	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平	0.80
18条の2に規定す	成 24年一元化法附則第 41条第1項の規定に	
る公務上の災害に	よる遺族共済年金若しくは平成 24 年一元化	
係るものを除く。)	法附則第 65 条第 1 項の規定による遺族共済	
	年金(以下この表及び次項の表において「遺	
	族厚生年金等」という。)及び国民年金法に	
	よる遺族基礎年金(国民年金法等の一部を改	
	正する法律(昭和 60 年法律第 34 号。以下「国	
	民年金等改正法」という。)附則第 28 条第 1	
	項の規定による遺族基礎年金を除く。以下こ	
	の表及び次項の表において「遺族基礎年金」	
	という。)	
遺族補償年金(第	遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	0.87
18条の2に規定す		
る公務上の災害に		
係るものに限る。)		

附則第5条第2項中「、当該損害補償」を「、当該年金たる損害補償」に、「から 当該損害補償」を「から当該年金たる損害補償」に改め、同項の表を次のように改め る。

傷病補償年金(第	障害厚生年金等	0.86
18条の2に規定す	障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた	0.88
る公務上の災害に	障害について平成 24 年一元化法附則第 37	
係るものを除く。)	条第 1 項に規定する給付のうち障害共済年	
	金、平成24年一元化法附則第61条第1項に	
	規定する給付のうち障害共済年金、平成 24	
	年一元化法附則第 79 条に規定する給付のう	
	ち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び	

	農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図	
	るための農林漁業団体職員共済組合法等を	
	廃止する等の法律(平成 13 年法律第 101 号)	
	附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共	
	済法(以下この表において「旧農林共済法」	
	という。)による障害共済年金(以下この表及	
	び第5項の表において「平成 24 年一元化法	
	改正前国共済法等による障害共済年金」とい	
	う。)が支給される場合を除く。)	
傷病補償年金(第	障害厚生年金等	0.91(第1級又
18条の2に規定す		は第 2 級の傷
る公務上の災害に		病等級に該当
係るものに限る。)		する障害に係
		る傷病補償年
		金にあつては、
		0.90)
	障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた	0.92(第1級の
	障害について平成 24 年一元化法改正前国共	傷病等級に該
	済法等による障害共済年金が支給される場	当する障害に
	合を除く。)	係る傷病補償
		年金にあつて
		は、0.91)
障害補償年金(第	障害厚生年金等	0.83
18条の2に規定す	障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた	0.88
る公務上の災害に	障害について平成 24 年一元化法改正前国共	
係るものを除く。)	済法等による障害共済年金が支給される場	
	合を除く。)	
障害補償年金(第	障害厚生年金等	0.89(第1級又
10冬のりに担党士		 は第 2 級の障
18条の2に規定す		
る公務上の災害に		害等級に該当

係るものに限る。)
金にあつては、
では、
障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた 0.92(第1級の 障害について平成 24年一元化法改正前国共 済法等による障害共済年金が支給される場 当する障害に合を除く。)
障害について平成 24 年一元化法改正前国共 障害等級に該済法等による障害共済年金が支給される場 当する障害に合を除く。) 保る障害補償 年金にあつては、0.91) 遺族厚生年金等 遺族基礎年金(当該損害補償の事由となつたる公務上の災害に 死亡について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年セ、東定する給付のうち遺族共済年を、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のう
済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。) (係る障害補償年金にあっては、0.91) (は、0.91)
合を除く。)
遺族補償年金(第 18条の2に規定す る公務上の災害に 係るものを除く。)遺族基礎年金(当該損害補償の事由となつた 24年一元化法附則第 37 条第 1 項に規定する給付のうち遺族共済年 金、平成 24年一元化法附則第 61条第 1 項に 規定する給付のうち遺族共済年金、平成 24年一元化法附則第 79条に規定する給付のう
遺族補償年金(第 18条の2に規定す 3公務上の災害に 係るものを除く。)遺族基礎年金(当該損害補償の事由となつた 9年について平成24年一元化法附則第37年 9年について平成24年一元化法附則第61条第1項に 規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に 規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のう
遺族補償年金(第 18条の2に規定す 遺族基礎年金(当該損害補償の事由となつた る公務上の災害に 係るものを除く。) 条第 1 項に規定する給付のうち遺族共済年 金、平成24年一元化法附則第 61条第 1 項に 規定する給付のうち遺族共済年金、平成24 年一元化法附則第 79条に規定する給付のう
18条の2に規定す 遺族基礎年金(当該損害補償の事由となつた る公務上の災害に 死亡について平成24年一元化法附則第37 係るものを除く。) 条第1項に規定する給付のうち遺族共済年 金、平成24年一元化法附則第61条第1項に 規定する給付のうち遺族共済年金、平成24 年一元化法附則第79条に規定する給付のう
る公務上の災害に 死亡について平成 24 年一元化法附則第 37 係るものを除く。) 条第 1 項に規定する給付のうち遺族共済年 金、平成 24 年一元化法附則第 61 条第 1 項に 規定する給付のうち遺族共済年金、平成 24 年一元化法附則第 79 条に規定する給付のう
係るものを除く。) 条第 1 項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成 24 年一元化法附則第 61 条第 1 項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成 24 年一元化法附則第 79 条に規定する給付のう
金、平成 24 年一元化法附則第 61 条第 1 項に 規定する給付のうち遺族共済年金、平成 24 年一元化法附則第 79 条に規定する給付のう
規定する給付のうち遺族共済年金、平成 24 年一元化法附則第 79 条に規定する給付のう
年一元化法附則第 79 条に規定する給付のう
ち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺
族共済年金(以下この表において「平成 24
年一元化法改正前国共済法等による遺族共
済年金」という。)が支給される場合を除く。)
又は国民年金法による寡婦年金
遺族補償年金(第 遺族厚生年金等 0.89
18条の2に規定す 遺族基礎年金(当該損害補償の事由となつた 0.92
る公務上の災害に 死亡について平成 24 年一元化法改正前国共
係るものに限る。) 済法等による遺族共済年金が支給される場
合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金

附則第 5 条第 3 項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「年金たる 給付の二が支給される」を「法律による年金たる給付の数が 2 である」に、「、当該 年金たる給付」を「、当該法律による年金たる給付」に、「控除して」を「控除した」 に改め、同項の表を次のように改める。

## 1 個			1
る公務上の災害に 係るものを除く。) この表及び第6項の表において「旧船員保険 法による障害年金」という。) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定 する年金たる保険給付のうち障害年金(以下 この表及び第6項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定 する年金たる給付のうち障害年金(以下この表及び第6項の表において「旧国民年金法による障害年金(以下この表及び第6項の表において「旧国民年金法による障害年金(以下この表及び第6項の表において「田国民年金法による障害年金(以下この表及び第6項の表において「田国民年金法による障害年金 0.83(第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82) 田厚生年金保険法による障害年金 0.83(第1級の傷病等級に該当する障害に係るの傷病・等級に該当する障害年金 0.93(第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害年金 0.93(第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害年金 0.93(第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害年金 0.93(第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係	傷病補償年金(第	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定	0.75
係るものを除く。) 法による障害年金」という。) 国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定 する年金たる保険給付のうち障害年金(以下この表及び第 6 項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。) 国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定 する年金たる給付のうち障害年金(以下この表及び第 6 項の表において「旧国民年金法による障害年金(以下この表及び第 6 項の表において「旧国民年金法による障害年金(以下この表及び第 6 項の表において「田国民年金法による障害年金 0.83(第 1 級の傷病等級に該当する障害に係るものに限る。) 旧船員保険法による障害年金 0.83(第 1 級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82) 旧厚生年金保険法による障害年金 0.93(第 1 級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82) 旧国民年金法による障害年金 0.93(第 1 級又は第 2 級の傷病等級に該当する障害年金	18条の2に規定す	する年金たる保険給付のうち障害年金(以下	
国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定 する年金たる保険給付のうち障害年金(以下 この表及び第 6 項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。) 国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定 する年金たる給付のうち障害年金(以下この表及び第 6 項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。) 旧船員保険法による障害年金 0.83(第 1 級の傷病等級に該当する障害に係るものに限る。)	る公務上の災害に	この表及び第6項の表において「旧船員保険	
する年金たる保険給付のうち障害年金(以下 この表及び第6項の表において「旧厚生年金 保険法による障害年金」という。) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定 する年金たる給付のうち障害年金(以下この 表及び第6項の表において「旧国民年金法に よる障害年金」という。) (場病等級に該 当する障害に 係るものに限る。) (場有等級に該 当する障害に 係る傷病補償 年金にあつて は、0.82) (明厚生年金保険法による障害年金) (の.83(第1級の 傷病等級に該 当する障害に 係る傷病補償 年金にあつて は、0.82) (明国民年金法による障害年金) (の.93(第1級又 は、0.82) (の.93(第1級又 は、0.82)	係るものを除く。)	法による障害年金」という。)	
この表及び第6項の表において「旧厚生年金 保険法による障害年金」という。) 国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定 する年金たる給付のうち障害年金(以下この 表及び第6項の表において「旧国民年金法に よる障害年金」という。) 旧船員保険法による障害年金 の.83(第 1 級の 傷病等級に該 当する障害に 係る傷病補償 年金にあつて は、0.82) 旧厚生年金保険法による障害年金 の.83(第 1 級の 傷病等級に該 当する障害に 係る傷病補償 年金にあつて は、0.82) 旧国民年金法による障害年金 の.83(第 1 級の 傷病等級に該 当する障害に 係る傷病補償 年金にあつて は、0.82) 旧国民年金法による障害年金 の.93(第 1 級又 は第 2 級の傷 病等級に該 当する障害に係		国民年金等改正法附則第78条第1項に規定	0.75
保険法による障害年金」という。) 国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定 する年金たる給付のうち障害年金(以下この 表及び第 6 項の表において「旧国民年金法に よる障害年金」という。) 傷病補償年金(第 18 条の 2 に規定する公務上の災害に 係るものに限る。) 旧船員保険法による障害年金 の.83(第 1 級の 傷病等級に該 当する障害に 係る傷病補償 年金にあつて は、0.82) 旧厚生年金保険法による障害年金 の.83(第 1 級の 傷病等級に該 当する障害に 係る傷病補償 年金にあつて は、0.82) 旧国民年金法による障害年金 の.93(第 1 級又 は第 2 級の傷 病等級に該 する障害に係		する年金たる保険給付のうち障害年金(以下	
国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定 する年金たる給付のうち障害年金(以下この表及び第 6 項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。)		この表及び第6項の表において「旧厚生年金	
する年金たる給付のうち障害年金(以下この表及び第6項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。) (場所補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。) (場方を) (日野生年金保険法による障害年金) (の、83(第1級の係病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、の、82) (日厚生年金保険法による障害年金) (の、83(第1級の係病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、の、82) (日国民年金法による障害年金) (の、93(第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係		保険法による障害年金」という。)	
表及び第6項の表において「旧国民年金法に よる障害年金」という。) 旧船員保険法による障害年金		国民年金等改正法附則第32条第1項に規定	0.89
### まる障害年金」という。) 18 条の 2 に規定する公務上の災害に保るものに限る。) 18 条の 2 に規定する公務上の災害に保るものに限る。) 18 条の 2 に規定する公務上の災害に保るしている。) 19 生年金保険法による障害年金		する年金たる給付のうち障害年金(以下この	
 傷病補償年金(第 18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。) 旧厚生年金保険法による障害年金 10.83(第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82) 旧厚生年金保険法による障害年金 10.83(第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82) 旧国民年金法による障害年金 11回民年金法による障害年金 12の(第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係 		表及び第6項の表において「旧国民年金法に	
18条の2に規定する公務上の災害に (係るものに限る。)		よる障害年金」という。)	
当する障害に (係るものに限る。) 当する障害に (係る傷病補償 年金にあつて は、0.82) 日厚生年金保険法による障害年金 0.83(第 1 級の傷病等級に該当する障害に (係る傷病補償 年金にあつて は、0.82) 日国民年金法による障害年金 0.93(第 1 級又 は第 2 級の傷病等級に該当する障害に係	傷病補償年金(第	旧船員保険法による障害年金	0.83(第1級の
係るものに限る。) 「旧厚生年金保険法による障害年金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18 条の 2 に規定す		傷病等級に該
年金にあつては、0.82) 旧厚生年金保険法による障害年金 0.83(第 1 級の 傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82) 旧国民年金法による障害年金 0.93(第 1 級又は第 2 級の傷病等級に該当する障害に係	る公務上の災害に		当する障害に
は、0.82) 旧厚生年金保険法による障害年金 0.83(第 1 級の 傷病等級に該 当する障害に 係る傷病補償 年金にあつて は、0.82) 旧国民年金法による障害年金 0.93(第 1 級又 は第 2 級の傷 病等級に該当 する障害に係	係るものに限る。)		係る傷病補償
旧厚生年金保険法による障害年金			年金にあつて
傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82) 旧国民年金法による障害年金 0.93(第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係			は、0.82)
当する障害に 係る傷病補償 年金にあつて は、0.82) 旧国民年金法による障害年金 0.93(第1級又 は第 2 級の傷 病等級に該当 する障害に係		旧厚生年金保険法による障害年金	0.83(第1級の
係る傷病補償 年金にあつて は、0.82) 旧国民年金法による障害年金 0.93(第1級又 は第2級の傷 病等級に該当 する障害に係			傷病等級に該
年金にあつては、0.82) 旧国民年金法による障害年金 0.93(第 1 級又は第 2 級の傷病等級に該当する障害に係			当する障害に
は、0.82) 旧国民年金法による障害年金			係る傷病補償
旧国民年金法による障害年金			年金にあつて
は第 2 級の傷病等級に該当する障害に係			は、0.82)
病等級に該当する障害に係		旧国民年金法による障害年金	0.93(第1級又
する障害に係			は第2級の傷
			病等級に該当
る傷病補償年			する障害に係
			る傷病補償年

Γ		
		金にあつては、
		0.92)
障害補償年金(第	旧船員保険法による障害年金	0.74
18条の2に規定す	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
る公務上の災害に	旧国民年金法による障害年金	0.89
係るものを除く。)		
障害補償年金(第	旧船員保険法による障害年金	0.83(第1級の
18条の2に規定す		障害等級に該
る公務上の災害に		当する障害に
係るものに限る。)		係る障害補償
		年金にあつて
		は 0.81、第 2
		級の障害等級
		に該当する障
		害に係る障害
		補償年金にあ
		つては 0.82)
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.83(第1級の
		障害等級に該
		当する障害に
		係る障害補償
		年金にあつて
		は 0.81、第 2
		級の障害等級
		に該当する障
		害に係る障害
		補償年金にあ
		つては 0.82)
	旧国民年金法による障害年金	0.93(第1級又
		は第 2 級の障

		害等級に該当
		する障害に係
		る障害補償年
		金にあつては、
		0.92)
遺族補償年金(第	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定	0.80
18 条の 2 に規定す	する年金たる保険給付のうち遺族年金	
る公務上の災害に	国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定	0.80
係るものを除く。)	する年金たる保険給付のうち遺族年金	
	国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定	0.90
	する年金たる給付のうち母子年金、準母子年	
	金、遺児年金又は寡婦年金	
遺族補償年金(第	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定	0.87
18条の2に規定す	する年金たる保険給付のうち遺族年金	
る公務上の災害に	国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定	0.87
係るものに限る。)	する年金たる保険給付のうち遺族年金	
	国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定	0.93
	する年金たる給付のうち母子年金、準母子年	
	金、遺児年金又は寡婦年金	

附則第 5 条第 4 項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に改め、「当該 各号に掲げる」の次に「法律による」を加え、同条第 5 項を次のように改める。

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる 法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかか わらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年 金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該休業 補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額(当 該法律による年金たる給付の数が2である場合にあつては、その合計額)を365で 除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等(当該損害補償の事由となつた障害について障害	0.86

基礎年金が支給される場合を除く。)	
障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた障害について障害厚	0.88
生年金等又は平成 24 年一元化法改正前国共済法等による障害共	
済年金が支給される場合を除く。)	

附則第5条第6項中「この条例の規定にかかわらず、この条例」を「第8条の規定にかかわらず、同条」に改め、「同表の左欄に掲げる」の次に「当該」を加え、「がこの条例の規定による」を「が当該」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表中「の規定」を削り、同条第7項中「ものとする」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成 27 年 10 月 1 日から適用する。 (議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第 1 条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下この項から第 4 項までにおいて「新条例」という。)附則第 5 条の規定は、この条例の適用の日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由の生じた議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 4 条の 3 第 1 項に規定する年金たる補償(以下この項及び第 4 項において「年金たる補償」という。)及び同条例第 5 条第 2 号に規定する休業補償(以下この項及び第 4 項において「休業補償」という。)並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 (平成24年法律第63号。以下この項において「平成24年一元化法」という。)第2 条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。以下この項 において「改正前国共済法」という。)による職域加算額(被用者年金制度の一元化等 を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職

給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律 の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関 する政令(平成27年政令第345号。以下「平成27年国共済経過措置政令」という。) 第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規 定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定す る公務等による旧職域加算障害給付(平成24年一元化法附則第36条第5項に規定す る改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。)又は 平成 27 年国共済経過措置政令第8条第1項の規定により読み替えられた平成 24年一 元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国 共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付(平成24年一元化 法附則第 36 条第 5 項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付 事由とするものをいう。)に係るものに限る。)又は平成 24 年一元化法第 3 条の規定 による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号。以下この項におい て「改正前地共済法」という。)による職域加算額(被用者年金制度の一元化等を図る ための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被 用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一 部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する 経過措置に関する政令(平成 27 年政令第 347 号。以下この項において「平成 27 年地 共済経過措置政令」という。)第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一 元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地 共済法第 87 条第 2 項に規定する公務等による旧職域加算障害給付(平成 24 年一元化 法附則第 60 条第 5 項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付 事由とするものをいう。)又は平成27年地共済経過措置政令第7条第1項の規定によ り読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を 有するものとされた改正前地共済法第 99 条の 2 第 3 項に規定する公務等による旧職 域加算遺族給付(平成24年一元化法附則第60条第5項に規定する改正前地共済法に よる職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。)に係るものに限る。)の受 給権者が同一の支給事由により平成 24年一元化法第 1条の規定による改正後の厚生 年金保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41 条第1項により国家公務員共済組合連合会(国家公務員の退職給付の支給水準の見直 し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成24年法律第96号)第5条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第21条第1項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。)が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条第1項の規定により地方公務員共済組合(平成24年一元化法附則第56条第2項に規定する地方公務員共済組合をいう。)が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新条例附則第5条第1項の規定は、適用しない。

4 第 1 条の規定による改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下この項において「旧条例」という。)附則第 5 条の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新条例の適用を受ける者に支給された旧条例の規定に基づく年金たる補償及び休業補償は、新条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

(羽曳野市消防団員等公務災害補償条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 第 2 条の規定による改正後の羽曳野市消防団員等公務災害補償条例(以下次項において「新条例」という。)附則第 5 条の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた羽曳野市消防団員等公務災害補償条例第 19 条の 2 に規定する年金たる損害補償(以下この項及び次項において「年金たる損害補償」という。)及び同条例第 4 条第 2 号に規定する休業補償(以下この項及び次項において「休業補償」という。)並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 6 第 2 条の規定による改正前の羽曳野市消防団員等公務災害補償条例(以下この項に おいて「旧条例」という。)附則第 5 条の規定に基づいて適用日から施行日の前日ま での間に新条例の適用を受ける者に支給された旧条例の規定に基づく年金たる損害 補償及び休業補償は、新条例による年金たる損害補償及び休業補償の内払とみなす。

新

第1条関係

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償 等に関する条例

附則

第1条~第4条の2 省略

(他の法令による給付との調整)

第 5 条 年金たる補償の額は、当該補償の事由 となった障害又は死亡について次の表の左欄 に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中 欄に掲げる法律による年金たる給付が支給さ れる場合には、当分の間、この条例の規定に かかわらず、この条例の規定(第13条の2を 除く。)による年金たる補償の年額に、同表の 左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ 同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる 給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得 た額(その額が当該年金たる補償の年額から当 該補償の事由となつた障害又は死亡について 支給される同表の中欄に掲げる当該法律によ る年金たる給付の額の合計額を控除した残額 を下回る場合には、当該残額)とし、これらの 額に50円未満の端数があるときは、これを切 り捨て、50 円以上 100 円未満の端数があると きは、これを 100 円に切り上げるものとす る。

傷 厚生年金保険法(昭和 29 年法律 0.73 第 115 号)の規定による障害厚 病 生年金又は被用者年金制度の一 補 償 元化等を図るための厚生年金保 険法等の一部を改正する法律 年 (平成 24 年法律第 63 号。以下 <u>金</u> この表において「平成 24 年一 元化法」という。) 附則第 41 条 第 1 項の規定による障害共済年 金若しくは平成 24 年一元化法 附則第 65 条第 1 項の規定によ る障害共済年金(以下この表及 び次項の表において「障害厚生 年金等」という。)及び国民年 金法(昭和 34 年法律第 141 号) による障害基礎年金(同法第30

第1条関係

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償 等に関する条例

附 則

第1条~第4条の2 省略

(他の法令による給付との調整)

第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由 となった障害又は死亡について次の表の左欄 に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中 欄に掲げる法律による年金たる給付が支給さ れる場合には、当分の間、この条例の規定に かかわらず、この条例の規定(第 13 条の 2 を 除く。)による年金たる補償の年額に、同表の 左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ 同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる 給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得 た額(その額が当該年金たる補償の年額から当 該補償の事由となつた障害又は死亡について 支給される同表の中欄に掲げる当該法律によ る年金たる給付の額の合計額を控除した残額 を下回る場合には、当該残額)とし、これらの 額に 50 円未満の端数があるときは、これを切 り捨て、50円以上 100円未満の端数があると きは、これを 100 円に切り上げるものとす る。

ω 0		
<u>傷</u>	国民年金法等の一部を改正する	<u>0.75</u>
病	法律(昭和 60 年法律第 34 号。	
補	以下「国民年金等改正法」とい	
償	う。)附則第87条第1項に規定	
<u>年</u>	する年金たる保険給付に該当す	
<u>金</u>	る障害年金(以下「旧船員保険	
	法の障害年金」という。)	
	国民年金等改正法附則第 78 条	<u>0.75</u>
	第 1 項に規定する年金たる保険	
	給付に該当する障害年金(以下	
	「旧厚生年金保険法の障害年	
	<u>金」という。)</u>	
	国民年金等改正法附則第 32 条	0.89
	第 1 項に規定する年金たる給付	
	に該当する障害年金(以下「旧	
	国民年金法の障害年金」とい	

		1	1 1		11
	条の 4 の規定による障害基礎年			<u>う。)</u>	
	金を除く。以下この表及び次項			厚生年金保険法(昭和 29 年法律	<u>0.73</u>
	の表において「障害基礎年金」			第 115 号)の規定による障害厚	
	<u>という。)</u>			生年金(以下単に「障害厚生年	
	障害厚生年金等(当該補償の事	0.86		金」という。)及び国民年金法	
	由となった障害について障害基			(昭和 34 年法律第 141 号)の規	
	礎年金が支給される場合を除			定による障害基礎年金(同法第	
	< 。)			30条の4の規定による障害基礎	
	 障害基礎年金(当該補償の事由	0.88		年金を除く。以下単に「障害基	
	となった障害について障害厚生			一	
	年金等又は平成 24 年一元化法				0.86
	附則第 37 条第 1 項に規定する			となった障害について障害基礎	
	給付のうち障害共済年金(以下			年金が支給される場合を除	
	この表及び次項の表において			<.)	
	「平成 24 年一元化法改正前国			へ。/ 障害基礎年金(当該補償の事由	0.88
	共済法による障害共済年金」と			となった障害について国家公務	
	いう。)若しくは平成24年一元			員共済組合法(昭和 33 年法律第	
	化法附則第 61 条第 1 項に規定			128 号)若しくは地方公務員等共	
	する給付のうち障害共済年金			済組合法(昭和 37 年法律第 152	
	(以下この表及び次項の表にお			号)の規定による障害共済年金	
	いて「平成 24 年一元化法改正			(以下単に「障害共済年金」と	
	前地共済法による障害共済年			いう。)又は障害厚生年金が支	
	金」という。)が支給される場			給される場合を除く。)	
	<u></u>				
	国民年金法等の一部を改正する	0. 75			
	法律(昭和 60 年法律第 34 号。	0.75			
	以下「国民年金等改正法」とい				
	う。) 附則第 87 条第 1 項に規定				
	する年金たる保険給付のうち障				
	事年金(以下この表及び次項の				
	表において「旧船員保険法によ				
	る障害年金」という。)				
	国民年金等改正法附則第 78 条	0.75			
	第1項に規定する年金たる保険	<u>0.75</u>			
	給付のうち障害年金(以下この				
	表及び次項の表において「旧厚				
	生年金保険法による障害年金」				
	という。)	0.00			
	国民年金等改正法附則第 32 条	<u>0.89</u>			
	第1項に規定する年金たる給付				
	のうち障害年金(以下この表及				
	び次項の表において「旧国民年				
	金法による障害年金」とい				
	<u>う。)</u>				

障	障害厚生年金等及び障害基礎年	0.73	障	旧船員保険法の障害年金	0.74
害	<u>金</u>		害	旧厚生年金保険法の障害年金	0. 74
補		0.83	補	旧国民年金法の障害年金	0.89
償			償	障害厚生年金及び障害基礎年金	0. 73
<u>年</u>	- - - - - - - - - - - - - -		<u>年</u>	障害厚生年金(当該補償の事由	0.83
<u>金</u>	<.)		<u>金</u>	となった障害について障害基礎	
	 障害基礎年金(当該補償の事由	0.88		年金が支給される場合を除	
	となった障害について障害厚生			<u> </u>	
	年金等又は平成 24 年一元化法			 障害基礎年金(当該補償の事由	0.88
	改正前国共済法による障害共済			となった障害について障害共済	
	年金若しくは平成 24 年一元化			年金又は障害厚生年金が支給さ	
	法改正前地共済法による障害共			れる場合を除く。)	
	済年金が支給される場合を除				
	<u><.)</u>				
	旧船員保険法による障害年金	0.74			
	旧厚生年金保険法による障害年	0.74			
	<u> </u>				
	旧国民年金法による障害年金	0.89			
遺	厚生年金保険法による遺族厚生	0.80	遺	国民年金等改正法附則第 87 条	0.80
<u>族</u>	年金又は平成 24 年一元化法附		<u>族</u>	第 1 項に規定する年金たる保険	
補	<u>則第 41 条第 1 項の規定による</u>		補	給付に該当する遺族年金	
<u>償</u>	遺族共済年金若しくは平成 24		償	国民年金等改正法附則第 78 条	0.80
<u>年</u>	年一元化法附則第 65 条第 1 項		<u>年</u>	第 1 項に規定する年金たる保険	
<u>金</u>	の規定による遺族共済年金(以		<u>金</u>	給付に該当する遺族年金	
	下この表において「遺族厚生年			国民年金等改正法附則第 32 条	0.90
	金等」という。)及び国民年金			第 1 項に規定する年金たる給付	
	法による遺族基礎年金(国民年			に該当する母子年金、準母子年	
	金等改正法附則第 28 条第 1 項			金、遺児年金又は寡婦年金	
	の規定による遺族基礎年金を除			厚生年金保険法の規定による遺	0.80
	<u>く。以下この表において「遺族</u>			族厚生年金(以下単に「遺族厚	
	基礎年金」という。)			生年金」という。)及び国民年	
	遺族厚生年金等(当該補償の事	<u>0.84</u>		金法の規定による遺族基礎年金	
	由となった死亡について遺族基			(国民年金等改正法附則第 28 条	
	<u> 礎年金が支給される場合を除</u>			第 1 項の規定により支給される	
	<u><.)</u>			遺族基礎年金を除く。以下単に	
	遺族基礎年金(当該補償の事由	<u>0.88</u>		「遺族基礎年金」という。)	
	となった死亡について遺族厚生			遺族厚生年金(当該補償の事由	<u>0.84</u>
	年金等又は平成 24 年一元化法			となった死亡について遺族基礎	
	附則第 37 条第 1 項に規定する			年金が支給される場合を除	
	給付のうち遺族共済年金若しく			<u><.)</u>	
	は平成 24 年一元化法附則第 61			遺族基礎年金(当該補償の事由	<u>0.88</u>
	条第 1 項に規定する給付のうち			となった死亡について国家公務	
	遺族共済年金が支給される場合			員共済組合法若しくは地方公務	
	を除く。)又は国民年金法によ			<u>員等共済組合法の規定による遺</u>	

る寡婦年金	
国民年金等改正法附則第 87 条	<u>0.80</u>
第 1 項に規定する年金たる保険	
<u>給付のうち遺族年金</u>	
国民年金等改正法附則第 78 条	<u>0.80</u>
第 1 項に規定する年金たる保険	
給付のうち遺族年金	
国民年金等改正法附則第 32 条	0.90
第 1 項に規定する年金たる給付	
のうち母子年金、準母子年金、	
遺児年金又は寡婦年金	

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表 の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支 給される場合には、当分の間、この条例の規 定にかかわらず、この条例の規定による休業 補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による 年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げ る率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定 による休業補償の額から同一の事由について 支給される当該年金たる給付の額の合計額を 365で除して得た額を控除した残額を下回る場 合には、当該残額)とする。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	<u>0.73</u>
障害厚生年金等(当該補償の事由とな	0.86
つた障害について障害基礎年金が支	
給される場合を除く。)	
障害基礎年金(当該補償の事由となつ	0.88
た障害について障害厚生年金等又は	
平成 24 年一元化法改正前国共済法に	
よる障害共済年金若しくは平成24年	
一元化法改正前地共済法による障害	
共済年金が支給される場合を除く。)	
旧船員保険法による障害年金	<u>0.75</u>
旧厚生年金保険法による障害年金	<u>0.75</u>
旧国民年金法による障害年金	0.89

以下省略

第2条関係

羽曳野市消防団員等公務災害補償条例

附 則 第1条~第4条の2 省略 (他の法律による給付との調整) 族共済年金又は遺族厚生年金が 支給される場合を除く。)又は 国民年金法の規定による寡婦年 金

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表 の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支 給される場合には、当分の間、この条例の規 定にかかわらず、この条例の規定による休業 補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による 年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げ る率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定 による休業補償の額から同一の事由について 支給される当該年金たる給付の額の合計額を 365で除して得た額を控除した残額を下回る場 合には、当該残額)とする。

旧船員保険法の障害年金	0.75
旧厚生年金保険法の障害年金	<u>0.75</u>
旧国民年金法の障害年金	0.89
障害厚生年金及び障害基礎年金	<u>0.73</u>
障害厚生年金(当該補償の事由となつ	0.86
た障害について障害基礎年金が支給	
される場合を除く。)	
障害基礎年金(当該補償の事由となつ	0.88
た障害について障害共済年金又は障	
<u> 害厚生年金が支給される場合を除</u>	
<u><.)</u>	

以下省略

第2条関係

羽曳野市消防団員等公務災害補償条例

附則

第1条~第4条の2 省略

(他の法律による給付との調整)

第 5 条 年金たる損害補償を受ける権利を有す る者が、当該年金たる損害補償の事由となつ た障害又は死亡について次の表の左欄に掲げ る年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄 に掲げる法律による年金たる給付の支給を受 ける場合には、当分の間、この条例の規定に かかわらず、この条例の規定(第19条の2を 除く。)による年金たる損害補償の額に、同表 の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類 に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額 (その額が当該年金たる損害補償の額から当該 年金たる損害補償の事由となつた障害又は死 亡について支給される同表の中欄に掲げる当 該法律による年金たる給付の額の合計額を控 除した残額を下回る場合には、当該残額)を支 給し、その額に 50 円未満の端数があるとき は、これを切り捨て、50円以上100円未満の 端数があるときは、これを 100 円に切り上げ

の災害に係 | るものを除し < 。)

傷病補償年 | 厚生年金保険法 | 0.73 金(第 18 条 | (昭和 29 年法律 <u>の 2 に規定 | 第 115 号)による</u> する公務上 障害厚生年金又 は被用者年金制 度の一元化等を 図るための厚生 年金保険法等の 一部を改正する 法律(平成 24 年 法律第63号。以 下この表及び次 項の表において 「平成 24 年一元 化法」という。) 附則第 41 条第 1 項の規定による 障害共済年金若 しくは平成 24 年 一元化法附則第 65 条第 1 項の規 定による障害共 済年金(以下この 表、次項の表及 び第 5 項の表に

第 5 条 年金たる損害補償を受ける権利を有す る者が、当該損害補償の事由となつた障害又 は死亡について次の表の左欄に掲げる年金た る損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる 法律による年金たる給付の支給を受ける場合 には、当分の間、この条例の規定にかかわら ず、この条例の規定(第19条の2を除く。)に よる年金たる損害補償の額に、同表の左欄に 掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同 表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が 当該年金たる損害補償の額から当該損害補償 の事由となった障害又は死亡について支給さ れる同表の中欄に掲げる年金たる給付の額の 合計額を控除した残額を下回る場合には、当 該残額)を支給し、その額に 50 円未満の端数 があるときは、これを切り捨て、50円以上 100 円未満の端数があるときは、これを 100 円に切り上げる。

傷病 補償 年金

厚生年金保険法(昭和 29 年 0.73 法律第 115 号)の規定による 障害厚生年金及び国民年金 法(昭和34年法律第141号) の規定による障害基礎年金 (同法第 30 条の 4 の規定に よる障害基礎年金を除く。 以下同じ。)

	おいて「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和34年 金法(昭和34年 法律第141号)に よる障害基礎年 金(同法第30条 の4の規定による障害基礎年金				
傷病補償年	を除く。以下この表、次項の表及び第 5 項の表において「障害基礎年金」という。)庫害厚生年金等				
金(第 18 条 の 2 に規定 する公務上 の災害に係 るものに限 る。)	及び障害基礎年金	級 双 は 第 の の 級 の の の の の の の の の の の の の			
障害補償年 金(第 18 条 の 2 に規定 する公務上 の災害に係 るものを除 く。)	障害厚生年金等 及び障害基礎年 金	<u>0.81)</u> <u>0.73</u>	<u>障害</u> <u>補償</u> 年金	厚生年金保険法の規定によ る障害厚生年金及び国民年 金法の規定による障害基礎 年金	0.73
障害補償年 金(第 18 条 の 2 に規定 する公務上 の災害に係 るものに限 る。)	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82(第 1級又は第 2級の障害等級に該当に係る障害補償年金によっては、0.81)			
<u>遺族補償年</u> 金(第 18 条	<u>厚生年金保険法</u> による遺族厚生	0.80	<u>遺族</u> 補償	厚生年金保険法の規定によ る遺族厚生年金及び国民年	0.80

	の2に規定	年金又は平成 24	
	する公務上	年一元化法附則	
	の災害に係	第 41 条第 1 項の	
	るものを除	規定による遺族	
	<u><.)</u>	共済年金若しく	
		は平成 24 年一元	
		化法附則第65条	
		第 1 項の規定に	
		よる遺族共済年	
		金(以下この表及	
		び次項の表にお	
		いて「遺族厚生	
		年金等」とい	
		う。)及び国民年	
		金法による遺族	
		基礎年金(国民年	
		金法等の一部を	
		改正する法律(昭	
		和 60 年法律第	
		34 号。以下「国	
		民年金等改正	
		法」という。)附	
		則第 28 条第 1 項	
		の規定による遺	
		族基礎年金を除	
		く。以下この表	
		及び次項の表に	
		おいて「遺族基	
		礎年金」とい	
		<u>う。)</u>	
	遺族補償年	遺族厚生年金等	<u>0.87</u>
	金(第18条	及び遺族基礎年	
	の2に規定	<u>金</u>	
	する公務上		
	の災害に係		
	<u>るものに限</u>		
	<u>る。)</u>		
2	年金たる損失	害補償を受ける権利	を有する者
	28 1134 F A	1 7 10 H 14 M ~ H	1. 1 2. 2. 17 . 17. 17.

2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合(前項に規定する場合を除く。)には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この

金法の規定による遺族基礎 年金(国民年金法等の一部を 改正する法律(昭和 60 年法 律第 34 号。以下「国民年金 等改正法」という。)附則第 28 条第 1 項の規定により支 給する遺族基礎年金を除 く。以下同じ。)

年金

2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合(前項に規定する場合を除く。)には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例

条例の規定(第 19 条の 2 を除く。)による年 金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる 当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中 欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごと に同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(そ の額が当該年金たる損害補償の額から当該年 金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡 について支給される同表の中欄に掲げる当該 法律による年金たる給付の額を控除した残額 を下回る場合には、当該残額)を支給し、そ の額に 50 円未満の端数があるときは、これ を切り捨て、50円以上100円未満の端数があ るときは、これを100円に切り上げる。

金(第18条 く。)

傷病補償年 障害厚生年金等 0.86 の2に規定 障害基礎年金(当 0.88 する公務上 該損害補償の事 の災害に係 | 由となつた障害 るものを除 について平成 24 年一元化法附則 第37条第1項に 規定する給付の うち障害共済年 金、平成24年一 元化法附則第 61 条第1項に規定 する給付のうち 障害共済年金、 平成 24 年一元化 法附則第79条に 規定する給付の うち障害共済年 金又は厚生年金 保険制度及び農 林漁業団体職員 共済組合制度の 統合を図るため の農林漁業団体 職員共済組合法 等を廃止する等 の法律(平成 13 年法律第 101 号) 附則第 2 条第 1

項第 2 号に規定

の規定(第 19 条の 2 を除く。)による年金た る損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該 年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に 掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同 表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額 が当該年金たる損害補償の額から当該損害補 償の事由となつた障害又は死亡について支給 される同表の中欄に掲げる当該法律による年 金たる給付の額を控除した残額を下回る場合 には、当該残額)を支給し、その額に50円未 満の端数があるときは、これを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数があるときは、これ を100円に切り上げる。

순 100	円に切り上げる。	
傷病	厚生年金保険法の規定によ	<u>0.86</u>
補償	る障害厚生年金	
年金	国民年金法の規定による障	<u>0.88</u>
	害基礎年金(当該損害補償の	
	事由となつた障害により国	
	家公務員共済組合法(昭和 33	
	年法律第 128 号)、地方公務	
	員等共済組合法(昭和 37 年	
	法律第 152 号)、私立学校教	
	職員共済組合法(昭和 28 年	
	法律第 245 号)又は厚生年金	
	保険制度及び農林漁業団体	
	職員共済組合制度の統合を	
	図るための農林漁業団体職	
	<u>員共済組合法等を廃止する</u>	
	等の法律(平成 13 年法律第	
	101 号) 附則第 2 条第 1 項第	
	2号に規定する旧農林共済法	
	(以下この条において「国家	
	公務員共済組合法等」とい	
	<u>う。)の規定による障害共済</u>	
	年金が支給される場合を除	
	<u> </u>	

傷病補償年金(第18条の2に規定する公害に限するとの災害のに限る。)	する以下「「は大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、	等級に該当する障害に係る傷病補償	<u>障</u> 害	厚生年金保険法の規定によ	0.83
<u>障害補償年</u> 金(第 18 条	<u>障害厚生年金等</u>	0.83	<u>障害</u> 補償	厚生年金保険法の規定によ る障害厚生年金	<u>0.83</u>
<u>の2に規定</u> オス公教 L	障害基礎年金(当	0.88	<u>年金</u>	国民年金法の規定による障害は歴史会(光該規定は億の	<u>0.88</u>
<u>する公務上</u> <u>の災害に係</u>	該損害補償の事 由となつた障害			<u>害基礎年金(当該損害補償の</u> 事由となつた障害により国	
るものを除				家公務員共済組合法等の規	
<u><.)</u>	年一元化法改正			定による障害共済年金が支	
	前国共済法等に			給される場合を除く。)	
	よる障害共済年				
	金が支給される				

	1	Ī			
	場合を除く。)				
障害補償年	障害厚生年金等	0.89(第 1			
金(第 18 条		級又は第 2			
<u>の2に規定</u>		級の障害			
する公務上		等級に該			
の災害に係		当する障			
るものに限		害に係る			
<u>る。)</u>		障害補償			
		年金にあ			
		つては、			
		0.88)			
	障害基礎年金(当	0.92(第 1			
	該損害補償の事	級の障害			
	由となつた障害	等級に該			
	について平成 24				
	年一元化法改正	害に係る			
	前国共済法等に	障害補償			
	よる障害共済年				
	金が支給される	っては、			
	場合を除く。)	0. 91)			
遺族補償年	遺族厚生年金等	0.84	遺族	厚生年金保険法の規定によ	0.84
金(第 18 条	22/07/12/12/1	<u> </u>	補償	る遺族厚生年金	
<u> </u>	遺族基礎年金(当	0.88	年金	国民年金法の規定による遺	0.88
する公務上	該損害補償の事	0.00		族基礎年金(当該損害補償の	<u> </u>
の災害に係	<u>-</u>			事由となった死亡により国	
るものを除	について平成 24			家公務員共済組合法等の規	
<u>√√√</u>	年一元化法附則			定による遺族共済年金が支	
	第 37 条第 1 項に			給される場合を除く。)又は	
	規定する給付の			国民年金法の規定による寡	
	うち遺族共済年			婦年金	
				<u> </u>	
	金、平成 24 年一 元化法財制第 61				
	元化法附則第 61				
	条第1項に規定				
	する給付のうち				
	遺族共済年金、				
	平成 24 年一元化				
	法附則第79条に				
	規定する給付の				
	うち遺族共済年				
	金又は旧農林共				
	済法による遺族				
	共済年金(以下こ				
	の表において				
	「平成 24 年一元				

_			
		化法改正前国共	
		済法等による遺	
		族共済年金」と	
		いう。)が支給さ	
		れる場合を除	
		く。)又は国民年	
		金法による寡婦	
		年金	
ŀ	遺族補償年	遺族厚生年金等	0.89
	金(第 18 条	遺族基礎年金(当	0. 92
	の2に規定	該損害補償の事	
	する公務上	由となつた死亡	
	の災害に係	について平成 24	
	るものに限	年一元化法改正	
	る。)	前国共済法等に	
		よる遺族共済年	
		金が支給される	
		場合を除く。)又	
		は国民年金法に	
		よる寡婦年金	
L		<u> </u>	(1) 1 1 1 m dw

3 年金たる損害補償を受ける権利を有する者 が、当該年金たる損害補償の事由となつた障 害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年 金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲 げる法律による年金たる給付の支給を受ける 場合には、当分の間、この条例の規定にかか わらず、この条例の規定(第 19 条の 2 を除 く。)による年金たる損害補償の額に、同表の 左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に 応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金 たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率(当該法 律による年金たる給付の数が 2 である場合に あつては、当該法律による年金たる給付ごと に同表の右欄に掲げる率を合計して得た率か ら 1 を控除した率)を乗じて得た額(その額が 当該年金たる損害補償の額から当該年金たる 損害補償の事由となつた障害又は死亡につい て支給される同表の中欄に掲げる当該法律に よる年金たる給付の額(当該法律による年金た <u>る給付の数が 2 である</u>場合にあつては、その 合計額)を控除した残額を下回る場合には、当 該残額)を支給し、その額に 50 円未満の端数 があるときは、これを切り捨て、50円以上 100 円未満の端数があるときは、これを 100 円

3 年金たる損害補償を受ける権利を有する者 が、当該損害補償の事由となつた障害又は死 亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損 害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律 による年金たる給付の支給を受ける場合に は、当分の間、この条例の規定にかかわら ず、この条例の規定(第19条の2を除く。)に よる年金たる損害補償の額に、同表の左欄に 掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同 表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給 付ごとに同表の右欄に掲げる率(当該年金たる 給付の二が支給される場合にあつては、当該 年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を 合計して得た率から1を控除した率)を乗じて 得た額(その額が当該年金たる損害補償の額か ら当該損害補償の事由となつた障害又は死亡 について支給される同表の中欄に掲げる当該 法律による年金たる給付の額(当該年金たる給 付の二が支給される場合にあつては、その合 計額)を控除して残額を下回る場合には、当該 残額)を支給し、その額に 50 円未満の端数が あるときは、これを切り捨て、50円以上 100 円未満の端数があるときは、これを 100 円に 切り上げる。

 に切り上げる	0				
傷病補償年	国民年金等改正法	0.75	傷病	国民年金等改正法附則第 87	0.75
金(第 18 条	M 附 則 第 87 条 第 1		補償	条第 1 項に規定する年金た	
の2に規定	項に規定する年金		年金	る給付に該当する障害年金	
する公務上	たる保険給付のう			(以下「旧船員保険法の規定	
の災害に係	ち障害年金(以下			による障害年金」という。)	
るものを除	この表及び第6項				
<.)	の表において「旧				
	船員保険法による				
	障害年金」とい				
	<u>5。)</u>				
	国民年金等改正法	0. 75		国民年金等改正法附則第 78	0. 75
	<u></u> 附則第 78 条第 1			条第 1 項に規定する年金た	
	項に規定する年金			る給付に該当する障害年金	
	たる保険給付のう			(以下「旧厚生年金保険法の	
	ち障害年金(以下			規定による障害年金」とい	
	この表及び第 6 項			<u>5。)</u>	
	の表において「旧				
	厚生年金保険法に				
	よる障害年金」と				
	<u>いう。)</u>				
	国民年金等改正法	0.89		国民年金等改正法附則第 32	0.89
	附則第 32 条第 1			条第 1 項に規定する年金た	
	項に規定する年金			る給付に該当する障害年金	
	たる給付のうち障			(以下「旧国民年金法の規定	
	害年金(以下この			による障害年金」という。)	
	表及び第 6 項の表				
	において「旧国民				
	年金法による障害				
	年金」という。)				
傷病補償年	旧船員保険法によ	<u>0.83(第 1</u>			
金(第 18 条	る障害年金	級の傷病			
の2に規定		等級に該			
する公務上		当する障			
の災害に係		害に係る			
るものに限		傷病補償			
<u>る。)</u>		年金にあ			
		<u>つては、</u>			
		0.82)			
	旧厚生年金保険法	<u>0.83(第 1</u>			
	による障害年金	級の傷病			
		等級に該			
		<u>当する障</u>			
		害に係る			

	旧国民年金法による障害年金	傷病補償年金は、 0.82)0.93(第1 級 級 級 す に 新 と 高 (a)2 病 (b)高 (c)5 (c)6 (d)6 (d)7 (d)8 (d)9 (d)1 (d)1 (d)2 (d)2 (d)3 (d)4 (d)5 (d)6 (d)6 (d)7 (d)8 (d)9 (d)1 (d)1 (d)1 (d)2 (d)2 (d)2 (d)3 (d)4 (d)5 (d)6 (d)7 (d)8 (d)9 (d)1 (d)1 (d)2 (d)2 (d)2 (d)3 (d)4 (d)5 (d)6 (d)7 (d)8 (d)9 (d)1 (d)1 (d)2 (d)2 (d)2 (d)3 (d)4 (d)4 (d)5 (d)6 (d)7 (d)8 (d)9 (d)1 (d)1 (d)2 (d)2 (d)2 (d)3 (d) <th></th> <th></th> <th></th>			
障害補償年 金(第 18 条 の 2 に規と の 2 に残ら る。) 障害を く。 管事を (第 18 規 の 2 に の 3 に の 。 の 3 に の る 。 の る 。 の る 。 の る 。 の る 。 の 。 の 。 の 。 の 。 の 。 の 。 の 。 の 。 の 。	旧船員保険法による障害年金 旧厚生年金保険法による障害年金 旧国民年金法による障害年金 旧船員保険法による障害年金	0.740.740.890.83(第 音 を	<u>障補年</u>	旧厚生年金保険法の規定による障害年金 旧国民年金法の規定による障害年金	0.74 0.74 0.89

			障害補償				
			年金にあ				
			つては				
			0.81、第				
			2 級の障				
			害等級に				
			該当する				
			障害に係				
			る障害補				
			償年金に				
			あつては				
			0.82)				
		旧国民年金法によ	0.93(第 1				
		る障害年金	級又は第				
			2 級の障				
			害等級に				
			該当する				
			障害に係				
			る障害補				
			償年金に				
			あって				
			は、				
			0.92)				
	遺族補償年	国民年金等改正法	<u>0.80</u>		<u>遺族</u>	国民年金等改正法附則第 87	0.80
	金(第 18 条	<u>附則第 87 条第 1</u>			補償	条第 1 項に規定する年金た	
	<u>の2に規定</u>				年金	る給付に該当する遺族年金	
		たる保険給付のう					
	の災害に係	ち遺族年金					
	<u>るものを除</u>	国民年金等改正法	0.80			国民年金等改正法附則第 78	0.80
	<u> </u>	<u>附則第 78 条第 1</u>				条第1項に規定する年金た	
		項に規定する年金				<u>る給付に該当する遺族年金</u>	
		たる保険給付のう					
		ち遺族年金	0.00			国民压入统业工法型组织 00	0.00
		国民年金等改正法	0.90			国民年金等改正法附則第 32	0.90
		<u>附則第 32 条第 1</u> 原に担宅する年令				条第 1 項に規定する年金た る給付に該当する母子年	
		項に規定する年金				金、準母子年金、遣児年金	
		たる給付のうち母 子年金、準母子年				型、単母子年金、追先年金 又は寡婦年金	
		金、遺児年金又は				<u> </u>	
		金、塩パキ金叉は 寡婦年金					
	遺族補償年	国民年金等改正法	0.87				
	金(第 18 条	<u>国氏中亚寺以正仏</u>	<u>0.01</u>				
	亚(第 18 来 の 2 に規定						
	する公務上	<u>たる保険給付のう</u>					
<u> </u>	<u> 1 日本力上</u>	<u>re o mpanell vi J</u>		Ш			

の災害に係	ち遺族年金	
るものに限	国民年金等改正法	<u>0.87</u>
<u>る。)</u>	<u>附則第 78 条第 1</u>	
	項に規定する年金	
	たる保険給付のう	
	ち遺族年金	
	国民年金等改正法	<u>0. 93</u>
	附則第 32 条第 1	
	項に規定する年金	
	たる給付のうち母	
	子年金、準母子年	
	金、遺児年金又は	
	寡婦年金	

4 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる法律による年金たる給付の額を控除した残額を支給する。

(1) • (2) 省略

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の 事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあつては、その合計額)を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	<u>0.73</u>
障害厚生年金等(当該損害補償の事	0.86
由となつた障害について障害基礎	
年金が支給される場合を除く。)	
障害基礎年金(当該損害補償の事由	0.88
となった障害について障害厚生年	
金等又は平成 24 年一元化法改正前	
国共済法等による障害共済年金が	
支給される場合を除く。)	

4 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる年金たる給付の額を控除した残額を支給する。

(1) • (2) 省略

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の 事由について厚生年金保険法の規定による障害 害厚生年金又は国民年金法の規定による障害 基礎年金の支給を受ける場合には、当分の 間、この条例の規定にかかわらず、この条例 の規定による休業補償の額に、第 1 項又は第 2 項に規定する場合に応じ、それぞれ第 1 項 又は第 2 項に規定する傷病補償年金について 定める率を乗じて得た額(その額がこの条例の 規定による休業補償の額から同一の事由につ いて支給される当該年金たる給付の額(当該年 金たる給付のニが支給される場合にあつて は、その合計額)を 365 で除して得た額を控除 した残額を下回る場合には、当該残額)を支給 する。 6 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の 6 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の 事由について次の表の左欄に掲げる法律によ る年金たる給付の支給を受ける場合には、当 分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の 規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲 げる当該法律による年金たる給付の種類に応 じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その 額が当該休業補償の額から同一の事由につい て支給される<u>当該法律による年金たる給付</u>の 額を 365 で除して得た額を控除した残額を下 回る場合には、当該残額)を支給する。

旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

7 児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)の 規定による児童扶養手当又は特別児童扶養手 当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)の規定による特別児童扶養手当、障害 児福祉手当若しくは国民年金等改正法附則第 97条第1項の規定により支給する福祉手当が 支給されている場合において、これらの手当 の支給を受ける者又はこれらの手当の支給の 対象となる児童(これらの手当の支給を受ける 者を除く。)に係る年金たる損害補償を、次の 各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に 掲げる給付とみなしたならば、これらの手当 の全部又は一部が支給されないこととなると きは、当分の間、この条例の規定による年金 たる損害補償の各月分の額から総務省令の定 めるところにより規則で定める場合の区分に 応じ総務省令の定めるところにより規則で定 める額を控除した残額を当該各月分の額とし て支給する。

(1) • (2) 省略

以下省略

事由について次の表の左欄に掲げる法律によ る年金たる給付の支給を受ける場合には、当 分の間、この条例の規定にかかわらず、この 条例の規定による休業補償の額に、同表の左 欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に 応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(そ の額がこの条例の規定による休業補償の額か ら同一の事由について支給される当該年金た る給付の額を 365 で除して得た額を控除した 残額を下回る場合には、当該残額)を支給す

旧船員保険法 <u>の規定</u> による障害年	0.75
金	
旧厚生年金保険法 <u>の規定</u> による障	0.75
害年金	
旧国民年金法 <u>の規定</u> による障害年	0.89
金	

7 児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)の 規定による児童扶養手当又は特別児童扶養手 当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)の規定による特別児童扶養手当、障害 児福祉手当若しくは国民年金等改正法附則第 97条第1項の規定により支給する福祉手当が 支給されている場合において、これらの手当 の支給を受ける者又はこれらの手当の支給の 対象となる児童(これらの手当の支給を受ける 者を除く。)に係る年金たる損害補償を、次の 各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に 掲げる給付とみなしたならば、これらの手当 の全部又は一部が支給されないこととなると きは、当分の間、この条例の規定による年金 たる損害補償の各月分の額から総務省令の定 めるところにより規則で定める場合の区分に 応じ総務省令の定めるところにより規則で定 める額を控除した残額を当該各月分の額とし て支給するものとする。

(1)・(2) 省略

以下省略